

[構成員提出資料]

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム（案）

科 目		獲得目標	内 容	時間数
1, 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5時間）				
（略）			・	
○相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）		本人を中心とした支援を実施するにあたり、相談援助（障害児者支援）の基本的な姿勢について理解する。 とくに、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならないことを理解する。*注1	・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・特に発達過程にある児童期・思春期の支援の重要性を理解する。*注2	講義 2.5時間
○相談援助に必要な技術		本人を中心とした支援を実施するにあたり、獲得すべき相談援助技術について理解する。	・（略） ・（略） ・（略） ・障害による意思疎通の質的違い（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）の基本を理解する。*注3	講義 1時間
2,（略）				
3,（略）				
4, ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（31.5時間）				
	○受付及び初期相談相談並びに契約	受付及び初期相談（インテーク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。	・（略） ・（略） ・受付及び初期面接の場面における相談支援の視点と信頼関係を築くための技術（受容、共感、傾聴）について模擬面接などを通じて修得する。 <u>その際、障害による意思疎通の質的違い（知的障害児者や自閉スペクトラム症等）に留意した技術を修得する。*注4</u>	講義・演習 6時間
	○アセスメント（事前評価）及びニーズ把握	利用者の主訴を明確にし、本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。 また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。	・（略） ・（略）	

相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）	（略）		・		
	（略）		・		
（略）			・		
実践研究	（略）		・		
	（略）		・		
	（略）		・		
（略）			・		
5. 相談支援の基礎技術に関する実習					
○相談支援（ケアマネジメント）の基礎技術に関する実習 1	実習現場での相談支援（ケアマネジメント）のプロセスの経験を通じて実践にあたっての留意点や今後の学習課題等を認識する。		・（略） ・ <u>その際、意思疎通に質的違いがある障害児者への対応の実習経験を含める（or ことが望ましい）。*注5</u>	実習	
（略）			・		
（略）			・		

(別表2)

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム(案)

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1, (略)			
2, (略)			
3, (略)			
4, 相談援助に関する講義及び演習 (18時間)			
○個別相談支援とケアマネジメント	本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談援助技術について説明出来る。<u>とくに、障害による意思疎通の質的違いを説明出来る。*注6</u> 自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。 個別の相談支援の実践事例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力が向上を図る	・ (略) ・ (略) ・ (略)	講義及び演習 6時間
(略)		・	
(略)		・	

注記の説明

注 1

「本人を中心とした支援」や「姿勢」では表現として弱い。「立場」が基本になければならない。

参考：平成二十四年厚生労働省令第二十八号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の第一節 基本方針
第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。（第2項以下略）

注 2

発達期や思春期の支援は成人以降とは異なり、変化が大きく、時間的にも急がれる場合が多く、また、関係機関も多い。将来を考えた特別な支援計画や対応が求められる。この期の支援の重要性の理解を明記しておく。

注 3、注 4、注 5、注 6 ……目的は同じだが、各項に応じて表現を工夫した

知的障害児者や自閉スペクトラム症の場合は、アセスメントとニーズ把握がもっとも重要であるが、多くの場合、ここが適切に行われていない。困りや要求を相手に分かるように説明できる障害とは異なる技術や姿勢を必要とする。個々の障害特性に応じた内容は、任意研修である「専門別研修」でカバーするが、この標準の中にも意思疎通の質的違いに関する基本的理解や対応技術、実習を入れておくことがとくに求められる。

以上

「標準カリキュラム座長案」の作成に向けた意見について

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

代表理事 大濱 眞

時間数の考え方について

時間数については権利条約でいう「他のものとの平等を基礎にして」といの考えに基づけば障害のある人が参加できる関数お基本に考えるべきである。

障害のない人を基本に考えた時間数で障害のある人は ビデオや e ラーニングで 学習すればそれを時間数とみなすという考えは最初から障害者はスロープやエレベーターを使いなさという多数派の理論に基づくものである。

障害者の相談支援員が大切ということを大前提とした場合あくまでも障害者が参加できる時間数でカリキュラムが組まれなくてはならない。

加筆にあたっての留意点

小澤 温（筑波大学）

1. 公示なので、どこまで、細かい内容を記載するのかがむずかしいと思います。

* 詳細は、ガイドラインおよびガイドラインに基づいたテキストでの記載になると思います。

* 本人という表現は、当事者本人に統一しました。

* 他職種は、多職種に統一しました。

2. カリキュラム習得に必要な標準的な時間数と、合理的な配慮は分けて考えるべきと思います。

* 今回のカリキュラムでは、講義部分は、初任研修においても現任研修においても、合理的配慮の申し出のあった場合、録画（DVD）の視聴、あるいは、インターネット配信による視聴での対応を可能にして、視聴後の理解をレポート等によって担保することも必要と思います。

* 演習の部分だけなら、これまでの時間とほぼ同様になると思います。

3. 多くの委員が指摘しているエンパワメント、リカバリー、意思決定、社会モデルによるニーズの理解等の理念とそれに基づいた支援方法の習得は、演習、実践現場での OJT（実地研修）などの必要性が高いものと考えます。この指摘と研修時間とのバランスに関してより実践的で具体的な提案をお願いしたいと思います。

(別表 1)

※下線部分が修正箇所

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム (案)

科 目	獲得目標	内 容	時間数
1, 障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義（5 時間）			
○相談支援（障害児者支援）の目的	障害者の権利に関する条約に示されている基本的人権の<u>理解と尊重のための支援の意味と価値</u>を理解する。 また、<u>利用者の人生及び生活の理解を深めるとともに、障害児者の地域での生活の実情と課題</u>について理解する。	・ 障害者の権利に関する条約、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者総合支援法の<u>理念、目的、趣旨等</u>を踏まえ、障害者が基本的人権を享有するかけがえのない個人としての尊重にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを出来るために生活支援が実施されることについて理解するための講義を行う。 ・ (略)	講義 1.5 時間
○相談支援の基本的視点（障害児者支援の基本的視点）	<u>当事者本人を中心とした支援を実施するにあたり、相談援助（障害児者支援）の基本的な姿勢</u>について理解する。	・ 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現（ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思決定（<u>自己決定</u>）の重視、④<u>地域における生活に応じた個別支援</u>、⑤エンパワメント、⑥<u>リカバリー</u>などについて理解するための講義を行う。 ・ <u>相談支援の基盤がソーシャルワークであることを理解するために、バ이스ティックの 7 原則（ソーシャルワーカーの倫理綱領）等</u>を活用し、相談支援に従事する者が持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・ <u>相談支援の基盤が意思決定支援であることを理解し、意思決定を勘案した支援における利用者理解の重要性について、「障害福祉サービス等の援助に係る意思決定支援ガイドライン」等の内容を踏まえた</u>講義を行う。 ・ 障害児者の地域生活において、<u>ICF の考え方をもとにさまざまな要因の相互作用として、</u>人的支援、環境整備、就労支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。	講義 2.5 時間
○相談援助に必要な技術	<u>当事者本人を中心とした支援を実施するにあたり、獲得すべき相談援助技術</u>について理解する。	・ (略) ・ ケースワーク、グループワーク、コミュニティソーシャルワークの各技術、カウンセリングやケアマネジメント、ネットワーク、コンサルテーション及びスーパービジョン等の相談支援専門員として獲得が必要な相談援助技術の<u>基本</u>について理解する。 ・ 事例検討などによる<u>実践経験から学ぶ省察的思考の必要性</u>について理解する。	講義 1 時間

2, 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義（3時間）			
○相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	当事者本人を中心としたケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	・当事者本人を中心としたケアマネジメントの目的、意思決定を勘案した一連のケアマネジメントプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。 ・（略） ・ケアマネジメントにおける社会資源の活用、多職種連携、チームアプローチの重要性について留意する。	講義 1.5 時間
○相談支援における地域への視点	各相談支援事業の個別支援における役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 地域資源の開発のために（自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。	・（略） ・（略） ・個別の相談支援活動から見いだされる課題を地域課題として共有し、解決に向け公的セクター、民間セクターによる協働が行われる協議会の目的、仕組み、機能について講義を行う。また、各都道府県内における協議会を活用した地域課題の解決事例について報告等を行う。	講義 1.5 時間
3, 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義（3時間）			
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法（以下障害者総合支援法等）の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解	障害者総合支援法等の目的、基本理念や障害福祉サービス等の基本的な内容を理解する。また、障害者総合支援法等における自立支援給付等の仕組みを理解する。 障害者支援における権利擁護と虐待防止に関わる法律を理解する。	・これまでの障害福祉制度の変遷を踏まえ、障害者総合支援法等による障害児者の自立と共生社会の理念、その実現を図るために必要な障害福祉サービス及び児童福祉サービス等の制度概要について講義を行う。具体的には、自立支援給付（障害児通所支援、障害児入所支援を含む）、地域生活支援事業、不服申し立て、障害福祉計画及び障害児福祉計画、（自立支援）協議会の位置付け、介護保険制度との関係等についてふれる。 ・（略）	講義 1.5 時間
（略）		・	
4, ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習（31.5 時間）			

相談支援の実際（ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解）	○受付及び初期相談相談並びに契約	受付及び初期相談（インテーク）、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。	・（略） ・（略） ・（略）	講義・演習 6時間	12時間
	○アセスメント（事前評価）及びニーズ把握	利用者の主訴を明確にし、当事者本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。 また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。	・主訴を始めとする当事者本人に関する心身の状態や環境等についての情報収集とそれを基にしたアセスメントにより、ニーズを導き出すまでの思考過程に関する演習を行う。 ・（略） ・（略） ・ <u>生物・心理・社会モデル</u> や国際生活機能分類（ICF）等の <u>考え方</u> を活用し、収集した情報を的確に分析し生活全体を捉える視点と、生活ニーズを導き出す方法・技術を修得する。		
	○目標の設定と計画作成	当事者本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。 また、より適切で質の高いサービスを提供するためには、サービス等利用計画と個別支援計画等との連動が重要であることを理解する。 多職種とのアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見知からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催に係る具体的な方法を修得する。	・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・（略）	講義・演習 3時間	
	（略）		・		
（略）			・		
（略）			・		
（略）			・		
5.（略）					

(別表2)

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム(案)

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1, 障害福祉の動向に関する講義 (1.5 時間)			
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	障害者総合支援法及び児童福祉法に関する最新の動向、障害児者及びその家族等の地域生活を支援していくにあたって、関連する制度および制度の理念等を理解する。	・ (略)	講義 1.5時間
2, 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 (3 時間)			
○本人を中心とした支援におけるケアマネジメントおよびコミュニティソーシャルワークの理論と方法	相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。	・ 本人を中心とした支援における個別の相談支援の基本姿勢 (①ノーマライゼーションの実現、②自立と社会参加、③当事者主体 (本人中心支援)、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、⑥リカバリーなど) について再確認するとともに、ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と実践方法について講義を行う。 ・ (略) ・ (略)	講義 3時間
3, 人材育成の手法に関する講義 (1.5 時間)			
○事例に基づいたスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	相談支援専門員の人材育成方法としての経験から学ぶ省察的思考の重要性について理解する。具体的な実施方法として事例に基づきながらスーパービジョンの理論と方法について理解する。	・ (略) ・ 実践に基づいた事例研究の理論と方法について理解するための講義を行う。事例に基づいたスーパービジョンとしての具体的な意義と目的として、①事例における生活課題、困難に関する理解を深める、②実践を追体験する、③支援の質を向上させる、④支援の原則を導き出す、⑤実践を評価する、⑥連携のための支援観や支援方針を形成する、⑦支援者を育てる、⑧組織を育てる等について解説する。また、事例に基づいたスーパービジョンの基本的プロセスと留意事項について解説する。 ・ 人材育成におけるスーパービジョンの理論と方法について理解するための講義を行う。(教育機能、支持機能、管理機能の各機能についての解説および、個別、グループ、ライブ、ピア、セルフ等の実施方法とその長所・短所等について解説する。)	講義 1.5時間
4, 相談援助に関する講義及び演習 (18 時間)			

○個別相談支援とケ アマネジメント	当事者本人を中心とした 個別の相談支援の実践に必 要な相談援助技術について 説明出来る。 自身の個別の相談支援実 践について振り返り、維持・ 向上すべきことに気づく。 個別の相談支援の実践事 例を振り返り、検討すること で個別相談支援の能力が向 上を図る	・ (略) ・ (略) ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行 う。発表事例の支援経過に対して、①当事者本 人の意向が明確になり優先されているか、②当 事者本人の言葉の意味の吟味ができているか、 ③支援者の都合が優先されていないか、④多職 種連携が適切に図られているか⑤既存の社会 資源だけで調整されていないか、⑥結論に誘導 するような調整になっていないか等について、 自己評価を含め、総合的な視点で検討する。	講義及び 演習 6 時間
○相談援助に求めら れるチームアプロ ーチ（他職種連携）	多職種に対する理解・尊重に 基づいてチームを組織し、円 滑に機能させるための技術 の向上を図る。	・ (略) ・ (略) ・ 各受講者の相談支援事例を活用し事例研究を行 う。発表事例の支援経過に対して、チームアプ ローチに際し、チームを組成する各種の専門性 と各々に求められる役割を理解するとともに、 チームにおける相談支援従事者の役割を理解 し、利用者の意思決定に基盤を置いたチーム運 営において想定される課題や対応策を含め、チ ームを円滑に機能させるために必要な知識・技 術を向上させるための協議を行う。	講義及び 演習 6 時間
○地域をつくる（組 織化する）相談支援 （コミュニティワ ーク）の実践	地域をつくる（組織化す る）相談支援の実践に必要な 価値、知識、技術について理 解を深める。 自身の地域をつくる（組織 化する）相談支援実践につい て振り返り、維持・向上すべ きことに気づく。 地域をつくる（組織化す る）相談支援の実践事例を活 用し検討することで地域援 助の能力を獲得する。	・ (略) ・ (略) ・ (略)	講義及び 演習 6 時間

(別表 1)

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム (案)

科 目	獲得目標	内 容	時間数
1, 障害児者の地域支援と相談支援従事者 (サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者) の役割に関する講義 (5 時間)			
○相談支援 (障害児者支援) の目的	<u>人間の尊厳、基本的人権の尊重のための支援の意味と価値を理解する。</u> また、利用者理解の重要性について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。	・ (略) ・ (略)	講義 1.5 時間
○相談支援の基本的視点 (障害児者支援の基本的視点)	本人を中心とした支援を実施するにあたり、相談支援 (障害児者支援) の基本的な姿勢について理解する。	・ 障害者ケアガイドライン等を活用し、障害者への生活支援の重要な視点として①共生社会の実現 (ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン)、②自立と社会参加、③当事者主体 (本人中心支援)、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメント、⑥リカバリーなどについて理解するための講義を行う。 ・ <u>障害児者の生活支援は障害の社会モデルを基本とし、その一部に必要なに応じて医学 (個人) モデル支援があることを理解させる。</u> ・ <u>バイスティックの 7 原則 (ソーシャルワーカーの倫理綱領)</u> 等を活用し、相談支援に従事する者に共通する基本態度、行動規範を理解し、持つべき倫理を理解するための講義を行う。 ・ (略) ・ 障害児者の地域生活において、ICFの視点をもとに人的支援、環境整備、経済基盤支援 (就労・年金・生活保護等)・就労支援、家族支援、医療、教育などの支援についての実情を具体的に理解する。	講義 2.5 時間
○相談援助に必要な技術	本人を中心とした支援を実施するにあたり、獲得すべき相談援助技術について理解する。	・ ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と<u>基礎的面接技法及びコミュニケーション技法 (アサーティブネス・メラヴィアン^①の法則等)</u>、相談援助技術の基礎について講義を行う。 ・ (略) ・ (略)	講義 1 時間
2, 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義 (3 時間)			

○相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス		本人を中心としたケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	・ 本人を中心としたケアマネジメント(ストレングスモデル)の目的、意思決定に配慮した一連のプロセスについて、具体的な計画相談支援等の事例を用いて講義を行う。 ・ (略) ・ (略)	講義 1.5 時間
○相談支援における地域への視点		各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 (自立支援)協議会の目的、仕組み、機能について理解する。	・ (略) ・ <u>重層的相談支援体制に障害当事者の相談支援専門員の所属するエンパワメント相談支援事業所についての必要性を理解し、当事者視点について学ぶことと、体制づくりを意識させる。</u> ・ (略) ・ (略) ・ <u>相談支援専門員と介護支援専門員の業務の違いについて講義する。</u>	講義 1.5 時間
3, (略)				
4, ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習 (31.5 時間)				
相談支援の実践(ケアマネジメント)手法を用いた相談支援	○受付及び初期相談相談並びに契約	受付及び初期相談(インテーク)、契約の各場面で求められる実践的な技術を修得する。	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ (略)	講義・演習 6 時間
	○アセスメント(事前評価)及びニーズ把握	利用者の主訴を明確にし、本人・家族等からの情報収集とその分析を通して相談支援専門員としての専門的な判断の根拠を説明できる技術を修得する。 また、アセスメントにおいて収集した情報から、専門職としてニーズを導くための技術を修得する。	・ 利用者が持つ内面的及び環境的な強みを重視してアセスメントを行うことの重要性を理解する。 <u>(ストレングスモデル)</u> ・ (略)	

	○目標の設定と計画作成	本人の意向とニーズを踏まえた目標設定と目標を実現するためのサービス等利用計画等の作成技術を修得する。 また、より適切で質の高いサービスを提供するためには、サービス等利用計画と個別支援計画等との連動が重要であることを理解する。 多職種とのアセスメント結果の共有やサービス等利用計画の原案に対する専門的見知からの意見収集の意義を理解し、サービス担当者等による会議の開催に係る具体的な方法を修得する。	・（略） ・（略） ・計画の策定の視点と順序は、①本人の力（ストレングス）に着目し活用 ②一般社会・生活資源の活用、③諸制度（医療・年金・就労・生保等々）の活用、④障害福祉サービス活用、⑤満たされないニーズの確認とそれを満たす社会資源開発・地域づくり等、⑥制度・政策改革等、を策定の基本とする意味を理解させる。 ・（略） ・（略） ・（略） ・（略） ・（略）	講義・演習 3時間
	（略）		・	
（略）			・	
（略）			・	
（略）			・	
5.（略）				

(別表2)

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム (案)

科 目	獲 得 目 標	内 容	時間数
1, (略)			
2, 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義 (3時間)			
○本人を中心とした支援におけるケアマネジメントおよびコミュニティソーシャルワークの理論と方法	相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。	・ 本人を中心とした支援における個別の相談支援の基本姿勢①共生社会の実現 (ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン)、②自立と社会参加、③当事者主体 (本人中心支援)、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントなどについて再確認するとともに、ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と実践方法について講義を行う。 ・ <u>障がいの理解を社会モデルを基本とすること、医学(個人)モデル支援の位置づけを実践の振り返りから確認する。</u> ・ (略) ・ (略)	講義 3時間
3, (略)			
4, 相談援助に関する講義及び演習 (18時間)			
○個別相談支援とケアマネジメント	本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談援助技術について説明出来る。 自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。 個別の相談支援の実践事例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力が向上を図る	・ 個別の相談支援における関係性の理解、<u>自他尊重などについての自己覚知を行い、①信頼関係の構築、②意思決定 (本人を中心とした支援)、③モニタリングの機能について再確認し理解を深めるための講義を行う。</u> ・ (略) ・ (略)	講義及び演習 6時間
(略)			
○地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践	地域をつくる相談支援の実践に必要な価値、知識、技術について理解を深める。 自身の地域をつくる相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気づく。 地域を作る相談支援の実践事例を活用し検討することで地域援助の能力を獲得する。	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ <u>障害当事者相談支援専門員(エンパワメント相談支援)との連携体制の必要性和設置、連携意義について具体的に検討する。</u>	講義及び演習 6時間

参考資料２－①のカリキュラム案に追記をお願いしたい。

（別表１）

相談支援従事者初任者研修カリキュラム（案）

３， 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義

獲得目標に下記を追記

- ・ ６５歳を超えた障害者の利用できるサービスについて学習する。

内容に下記を追記

- ・ 介護保険との障害福祉サービスの兼ね合いについて理解する。

（別表２）

相談支援従事者現任研修標準カリキュラム（案）

下記を追記

- ・ 「介護保険」対象者であっても利用できる内容について学習する。

相談支援の質に向上に向けた検討会への意見

【カリキュラム内容について】

- ・別紙の【改定通知案】の下線部分の通り。
 - ・告示について： 相談支援専門員の実務経験のところ、「施設等において相談支援業務に従事する者」に、ろうあ者相談員、聴覚障害者相談員が該当するという文言を入れるべき。
理由：論点1にあるように、『当事者こそしっかりと学び「障害のない相談支援専門とはひと味違うな」と思わせていくことが必要、との考えから。
 - ・通知について： 専門コース別研修の標準的なカリキュラムの位置付けをきちんと明記してほしい。
標準的なカリキュラムの連続したものか、別立てか。
理由：聴覚障害の特性を学ぶ必要があると伝えたが、他の障害の特性を入れると、標準カリキュラムの量や時間数が増えてしまい難しいとのことだった。
松本としては、専門別研修の標準カリキュラムは連続したものにすべきと考えている。標準カリキュラムの更新は5年以内となっているので、聴覚障害等、個別の障害特性を学ぶカリキュラムも社会的背景や支援の考え方の変化もあるので、同様に更新し、技術を磨けるようにすべき。
7. 実施上の留意点の（3）イ、研修会場や宿泊施設、の後に、「事前資料の配布」を入れてほしい。
理由：明記し、漏れのないようにする。

【カリキュラムへの「アクセス」について】

- ・障害受講者の負担や事業所体制の負担を低減するために、講義 11 時間を e-ランニングか、オンデマンドを利用して学習し、学習後にはレポートを提出する方法は可能か？
可能になる場合には、教材には必ず手話通訳及び字幕を付与しておくこと。
理由：聴覚障害者の特性もあるので手話通訳・字幕どちらも選べるよう付与することが望ましいため
- ・「4. ケアマネジメントプロセスに関する講義や演習」は、会場で実施する必要があるが、「講義や演習資料は1週間前に送付しておくこと。」を明記すること。
理由：聴覚障害者は話を聞きながら（手話をみながら）資料を見ることが困難なので、事前に資料は送り、目を通したほうが良いため。

論点1. カリキュラムの「内容」

- ・よりいっそうエンパワーメントや社会モデル、権利条約を重視したものにすべき
- ・当事者こそしっかりと学び「障害のない相談支援専門員とはひと味違うな」と思わせていくことが必要。
(施設・国療に長期入所している人の地域移行、知的、精神、発達、難病、その他の支援に関する専門性など)

論点2. カリキュラムへの「アクセス」

- ・障害者と健常者の講習へのアクセスを平等にし、この講習自体が間接差別にならないようにする。

論点3. カリキュラム改訂の「手続き」

- ・カリキュラム改訂の議論自体に当事者が参加すべきという「手続き」に関する論点

(別表 1)

相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム (案)

科 目	獲得目標	内 容	時間数
1, 障害児者の地域支援と相談支援従事者 (サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者) の役割に関する講義 (5 時間)			
○相談支援 (障害児者支援) の目的	<u>相談支援の基本的考えは、障害者の権利に関する条約の趣旨に基づくべきことを理解する。</u> また、<u>利用者の自己選択・自己決定の重要性</u>について理解するとともに、障害児者の地域での生活の実情について理解する。	・ (略) ・ (略)	講義 1.5 時間
○相談支援の基本的視点 (障害児者支援の基本的視点)	本人の<u>選択・決定</u>を支援するにあたり、相談援助 (障害児者支援) の基本的な姿勢について理解する。	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ <u>本人が持っている言語的手段やその背景を理解する。</u> ・ (略)	講義 2.5 時間
○相談援助に必要な技術	本人の<u>選択・決定</u>を支援するにあたり、獲得すべき相談援助技術について理解する。	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ <u>障害特性を認識、背景を考察するうえ対人援助のスキルを学ぶ。</u>	講義 1 時間
2, 相談支援におけるケアマネジメントの手法に関する講義 (3 時間)			
○相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス	本人の<u>選択・決定</u>を促すケアマネジメントのプロセスと必要な技術の全体像について理解する。	・ (略) ・ (略) ・ (略)	講義 1.5 時間
○相談支援における地域への視点	各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。 (自立支援) 協議会の目的、仕組み、機能について理解する。	・ (略) ・ (略) ・ (略) ・ <u>障害者団体との連携を図ることの重要性を知る。</u>	講義 1.5 時間
3, (略)			
4, (略)			
5, (略)			

相談支援従事者研修 新標準カリキュラムへの意見

1. 対人援助サービスの理論、研究と実践は進化するので、人と時代に合うようカリキュラムを更新していくことが必要。
2. 障害者権利条約批准後の、第4次障害者基本計画（2018～2022）を踏まえたカリキュラムであること。特に下記の項目を重視頂きたい。

～第4次障害者基本計画より抜粋～

Ⅱ 基本的な考え方

3. 各分野に共通する横断的視点

（1）条約の理念の尊重及び整合性の確保

「障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉える」

「相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進する。」

（2）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

①社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上の視点の採用

「障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障害者の社会への参加を実質的なものとし、障害の有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要がある。そのためには、障害者のアクセシビリティ向上の環境整備を図ることが重要であり、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進していくため、社会のあらゆる場でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。」

（5）障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

「障害のある高齢者に係る施策については、条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要がある。」

Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

（1）権利擁護の推進、虐待の防止

「障害者虐待の相談支援専門員等による未然防止、一時保護に必要な居室の確保及び養護者に対する相談等の支援に取り組む。」

（2）障害を理由とする差別の解消の推進

「ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等の環境の整備の施策を着実に進める。」

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

【基本的考え方】

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築する。

(中略)

(2) 相談支援体制の構築

- 障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る。[5-(2)-1]
- 障害者個々の心身の状況、サービス利用の意向や家族の意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進める。[5-(2)-2]
- 相談支援事業者への専門的指導や人材育成、障害者等の相談等を総合的にを行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進する。また、関係機関の連携の緊密化や地域の実情に応じた体制整備についての協議会の設置を促進し、その運営の活性化を図ることにより、障害者等への支援体制の整備を進める。[5-(2)-3]
- 各種ガイドラインの策定及び普及、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する。[5-(2)-8]
- 家族と暮らす障害者について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援する。また、ピアサポーターの育成を行うとともに、ピアカウンセリング、ピアサポート等の障害者・家族同士が行う援助として有効かつ重要な手段である当事者等による相談活動の更なる拡充を図る。[5-(2)-9]

3. セルフケアプランへの移行支援、セルフケアプランのモニタリング支援（情報提供、トラブルサポート）等の位置づけを検討して頂きたい。

4. 現在、地域生活支援拠点、地域協議会等の運営の核として、また、虐待防止等連絡会議や地域包括支援関連において、相談支援事業所の地域における役割は大きい。

「コミュニティワーク」や「地域マネジメント」の知識・連携技術の習得とともに、業務としての評価を求めたい。